

屋敷林保全

Q & *A* 適切な処理のために

令和3年4月

屋敷林保全対策PT

◆ 目 次 ◆

- 1 処理の方法について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - Q 1－1 「落ち葉・剪定枝」は「ごみステーション」に出してもよいのですか？
 - Q 1－2 「落ち葉・剪定枝」を「クリーンセンターとなみ」に持ち込んでもよいですか？
 - Q 1－3 「ごみとして出す以外」にどのような「処理方法」がありますか？

- 2 市の各種支援施策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - Q 2－1 「落ち葉等専用」のごみ袋とはどのようなものですか？
 - Q 2－2 「剪定枝個別回収事業」とはどのような事業ですか？
 - Q 2－3 「剪定枝個別回収事業」で「落ち葉」を回収してもらうことは出来ますか？
 - Q 2－4 「屋敷林保全月間」とは何をする期間ですか？
 - Q 2－5 「散居景観モデル事業」とはどのような事業ですか？

- 3 野焼きの禁止について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - Q 3－1 「落ち葉・剪定枝」を自宅で「野焼き（焼却処分）」してもよいのですか？
 - Q 3－2 「廃掃法」の「例外規定」とはどのようなことですか？
 - Q 3－3 「野焼き」に「罰則」はあるのですか？

1 処分の方法について

Q 1-1 「落ち葉・剪定枝」は「ごみステーション」に出してもよいのですか？

A 「燃えるごみ」として市の指定可燃ごみ袋に封入してごみステーションに出していただくことができます。

その場合、剪定枝は長さ50cm、太さ5cm以下に処理してください。

また、本年7月から落ち葉等専用ごみ袋の店頭販売を予定しております。

Q 1-2 「落ち葉・剪定枝」を「クリーンセンターとなみ」に持ち込んでもよいですか？

A どちらも「クリーンセンターとなみ」に持ち込んでいただくことができます。

剪定枝を持ち込む場合は、長さ2m以下、太さ10cm以下に処理してください。

なお、「クリーンセンターとなみ」へ一般家庭のごみを持ち込むことができるのは平日及び「家庭地域美化の日」となります。

※家庭地域美化の日：毎月第1・第3日曜日（1月と2月は第3日曜日のみ）の午前中

Q 1-3 「ごみとして出す以外」にどのような「処理方法」がありますか？

A (1) 粉砕機等で粉砕し、チップとして自宅敷地に敷設するほか、コンポスト等で堆肥にして利用する。

(2) 乾燥させて薪ストーブ等で燃料として使用する。

(3) 廃棄物処理業者や造園業者等に処分を依頼する。

等が考えられます。

2 市の各種支援施策について

Q2-1 「落ち葉等専用ごみ袋」とはどのようなものですか？

A 本年7月から店頭販売を予定しています。

通常の市指定可燃ごみ袋に比べ、中身を確認しやすいように透明で、1.2倍厚手のごみ袋となります。

通常の可燃ごみ袋（30円/枚）と同サイズで20円/枚でお買い求めいただけます。

Q2-2 「剪定枝戸別回収事業」とはどのような事業ですか？

A 個人で剪定した剪定枝（長さ2m以下、太さ10cm以下）を戸別に回収する事業です。

本年度から市内全域でご利用いただけるようになりました。お申し込み等は砺波市農地林務課へご連絡ください。

【利 用 料】	① 65歳以上の高齢者のみの世帯	3,000円/回（台）
	② ①以外の世帯	6,000円/回（台）
【回 収 時 期】	4. 5. 6. 7. 10. 11. 3月の平日	
【利 用 回 数】	一戸あたり年度内に2回（台）まで	

Q2-3 「剪定枝戸別回収事業」で「落ち葉」を回収してもらうことは出来ますか？

A 落ち葉を回収することは出来ません。

落ち葉は、「落ち葉専用ごみ袋」または「市指定可燃ごみ袋」に封入し、ごみステーションに出してください。

Q2-4 「屋敷林保全月間」とは何をする期間ですか？

A 自治会等（町内会、常会）の協力により、市が指定する拠点まで剪定枝を搬入いただき、処理手数料を市が全額負担する取組です。

Q2-5 「散居景観モデル事業」とはどのような事業ですか？

A 一定の要件を満たし、かつ、地域ぐるみでの景観保全の取組を行う自治会等へ中低木の剪定、落葉処理、防除等の樹木の管理の費用等に対して補助を行う事業です。

詳しくは「散居景観モデル事業Q&A」をご確認ください。

3 野焼きの禁止について

Q 3-1 「落ち葉・剪定枝」を自宅で「野焼き（ごみの焼却処分）」してもよいですか？

A 一部の例外を除き、野焼き（ごみの焼却処分）は平成13年4月1日施行の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）」の改正により禁止されています。

Q 3-2 「廃掃法」の「例外規定」とはどのようなことですか？

A 「廃掃法」では、「廃棄物の焼却」の例外の一つとして「たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの」が定められています。

しかしながら、その前提として火災予防対策や周辺地域の生活環境等に配慮するなど、細心の注意を払っていただく必要があります。

Q 3-3 「野焼き」に「罰則」はあるのですか？

A 「廃掃法」では「焼却を行った行為者に5年以下の懲役若しくは4万円以下の罰金、またはこれらを併科する。法人の場合はその法人、その行為者に3億円以下の罰金を併科する」と規定されています。